概要版

資料3

計画策定の趣旨

- ・脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下「循環器病」)が、死亡や介護の原因の主要なも のになっていることに鑑み、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環 器病に係る対策に関する基本法(以下「法」という)が制定された。
- ・法の基本理念のもと、本県の実情を踏まえた、循環器病の予防や普及啓発、患者等に対す る保健、医療、福祉サービス提供体制の充実などに関する施策を展開し、「健康寿命の延 伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

計画の根拠

法11条第1項に基づき策定

計画期間

令和4年度から令和5年度まで

協議会等

計画の策定及び進行管理のため、新たに「埼玉県脳卒中・ 心臓病その他の循環器病対策推進協議会」並びに「脳卒中部 会」及び「心疾患部会」を設置

施策及び主な取組

施策体系

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

- ○循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を進めるためのデータ収集分析
- ○医療の質の向上のための医療機関の自主的活動の支援

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

生活習慣病の予防を推進するため「健康長寿さいたまプロジェクト」を含めた 健康づくり対策や食育の推進

2. 保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防・早期発見するための健診の普及や取組の推進
- ② 救急搬送体制の整備
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ○脳卒中や心血管疾患等の救急搬送体制の構築 ○脳卒中・心不全地域連携パスの活用
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ⑤ リハビリテーション等の取組
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ⑦循環器病の緩和ケア
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ③ 治療と仕事の両立支援・就労支援
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

- 10の個別施策と主な取組
- ○医療保険者が行う特定健診・特定保健指導の支援
- ○メディカル・コントロール体制の整備 ○プレホスピタル・ケア(病院前救護)の充実
- ◇○医療や介護の関係機関相互の連携強化 ○多職種がチームとして支援できる体制の構築
- >○リハビリテーション医療提供体制の充実 ○心臓リハビリテーションの取組の検討
- >○科学的根拠に基づいた正しい情報提供 ○医療介護福祉サービス等の必要な情報へのアクセス支援
- ○循環器病患者への適切な緩和ケアの推進の検討 ○緩和ケア提供体制の検討
- ○後遺症を有する者への相談・診断・治療等の充実 ○循環器病の後遺症に関する知識の普及啓発
- ◇○患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援ができるよう相談支援体制の充実
- ○学校健診等の小児の循環器疾患の早期発見 ○移行期医療の推進